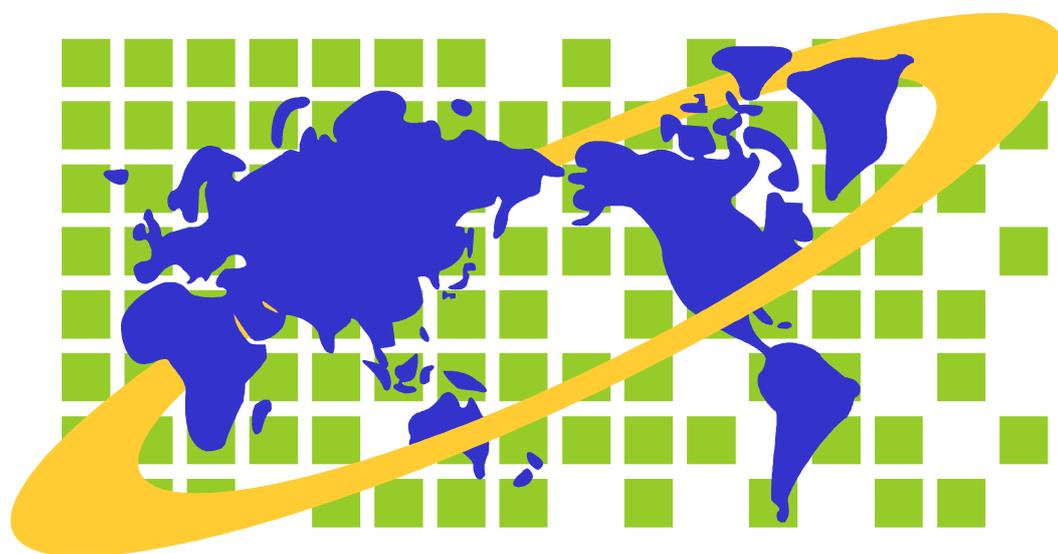


高等学校学習指導要領解説Q&A 総則



教
学
一
如

教えることは学ぶことである
学び続ける教職員に



学習指導要領解説Q & Aについて

平成30年3月に公示された学習指導要領について、「教科の『見方・考え方』を働かせる授業ってどんな授業？」「知識の理解の質を高めるとは、どういうこと？」といった先生方の疑問や知りたいことなどを、教科等別に解説するためQ & A形式でまとめました。

改訂された学習指導要領は、これまでとどんなところが変わったのかをまとめています。



1 ダイジェスト

見開きで改訂のポイントをまとめてあるので、教科等の授業を行う上で大事なことは何かがすぐに分かります。

2 Q&A

コラム欄やワンポイントアドバイス、図、表などを取り入れ、分かりやすく読みやすい内容で解説しています。

Q5 内容の奥生活「(2) 調理の基礎」で、ゆでる材料「しやがも皮」とは指定されたのは、なぜですか。

A5 ゆでる材料として、水からゆでるものと蒸気でゆでるものゆでることによって味が異なるのは、多くの卵を食べることがて調理の特性を理解できるようにするためです。

「教科等の目標や内容」、「主体的・対話的で深い学びの授業改善」等について、Q & A形式で分かりやすく解説しています。

ここでは、「答え (Answer)」に係る補足説明や参考資料などが掲載してあるので、「答え」の理由や根拠などが分かります。

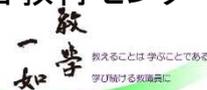
3 活用法

日頃の授業や校内研修、教科等別の教育研究会等で是非活用してください。必要な部分だけでも印刷・ダウンロードできます。

目 次

Q 1	今回の改訂で新設された学習指導要領の「前文」は、どのような内容ですか。また、「総則」の内容構成はどのように変わりましたか。……………	1
Q 2	「社会に開かれた教育課程」の考え方を教えてください。……………	3
Q 3	カリキュラム・マネジメントの考え方を教えてください。……………	4
Q 4	「資質・能力の三つの柱」とは何ですか。その「資質・能力」は、どのように育成すればよいですか。……………	5
Q 5	「主体的・対話的で深い学び」とは何ですか。そのような学びを実現するにはどうすればよいですか。……………	6
Q 6	各教科等の特質に応じた「見方・考え方」とは何ですか。……………	7
Q 7	学校の教育目標の設定に当たって、どのようなことに留意すればよいですか。……………	8
Q 8	「教科等横断的な視点に立った資質・能力」とは何ですか。……………	9
Q 9	教育課程の編成における留意点を教えてください。……………	11
Q 10	特色ある教育課程を編成・実施するために、どのような工夫ができますか。また、工夫をする上での留意点を教えてください。……………	13
Q 11	通信制の課程における教育課程の特例は、どのようになっていますか。また、編成における留意点を教えてください。……………	14
Q 12	学校段階等間の接続をどのように図ればよいですか。……………	15
Q 13	学習評価の観点とその進め方は、どのようになりますか。……………	16
Q 14	単位の修得及び卒業の認定について、留意点を教えてください。……………	17
Q 15	生徒の発達を支援するためには、どのようなことに留意すればよいですか。……………	19
Q 16	教育課程外の学校教育活動や地域との連携は、どのように扱えばよいですか。…	21
Q 17	道徳教育の推進は、どのように進めたらよいですか。……………	22
Q 18	移行措置(2019～2021年)の主な内容は、どのようになっていますか。……………	23

高等学校「総則」改訂のポイント



高等学校では、令和4年度（2022年度）から新学習指導要領が年次進行で実施されます。高等学校の「総則」がどのように改訂されたのか、そのポイントを解説します。

「社会に開かれた教育課程」は新学習指導要領が実現を目指す、これからの教育課程の理念です

ポイント① 「社会に開かれた教育課程」を明確化

「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、両者が連携・協働して生徒に必要な資質・能力を育むことです。

この考え方には三つの観点があります。



① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標をもち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。

② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。

③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

自校と社会の関わり方やつながりを考えて、教育課程を編成し、共有・連携することが大切です。



ポイント② 新学習指導要領改訂の方向性を明示

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

生きて働く「知識及び技能」の習得

未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成

何ができるようになるか

「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善

ポイント③ 高等学校教育の充実に向けた方策を明確化

生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、学習指導要領総則では、高等学校教育の充実に向けた方策がより明確に示されました。主な内容を紹介します。



高等学校における学びの質の改善

- 学びの質を改善し、生徒に資質・能力を育成するため、**主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善**に配慮する必要があります。
- どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかという、その教科等ならではの物事を捉える「**見方・考え方**」を働かせることが「深い学び」の鍵であるとしています。
- 授業改善を含めた教育課程に基づく教育活動の質の向上を図るため、各学校において**カリキュラム・マネジメント**を実現する必要があります。

学校段階等間や教科等間の接続

- 初等中等教育全体を見通しながら、教育課程に基づく教育活動を展開する中で、生徒に求められる資質・能力がバランスよく育まれるよう、卒業後の進路を含めた**学校段階等間の円滑な接続**のために配慮する必要があります。
- 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の**学習の基盤となる資質・能力**や**現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力**（主権者として求められる力や健康・安全・食に関する力、新たな価値を生み出す豊かな創造性など）の育成を図る必要があります。
- 各教科等の特質に応じ、言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等の充実を図る必要があります。

生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働等

- 生徒一人一人の発達を支える指導や視点として、**ガイダンスとカウンセリングの機能**、**ホームルーム経営や生徒指導**、**キャリア教育**の充実を図る必要があります。
- 障害のある生徒（通級指導を含む）や海外から帰国した生徒、日本語の習得に困難のある生徒、不登校の生徒など、**特別な配慮を必要とする生徒への対応**を一層充実させる必要があります。
- 教育課程外の学校教育活動である**部活動**について、教育課程との関連を図るよう留意するとともに、関係機関と連携し持続可能な運営体制を確保する必要があります。
- 教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協力していく必要があります。

道徳教育の充実

- 各学校において、校長のリーダーシップの下、**道徳教育推進教師**を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することが新たに規定されました。
- 公民科の「公共」、 「倫理」、 特別活動を**人間としての在り方生き方**に関する中核的な指導の場面とし、全体計画に基づき、学校教育全体を通じて、各教科等の特質に応じて道徳教育の充実に努める必要があります。

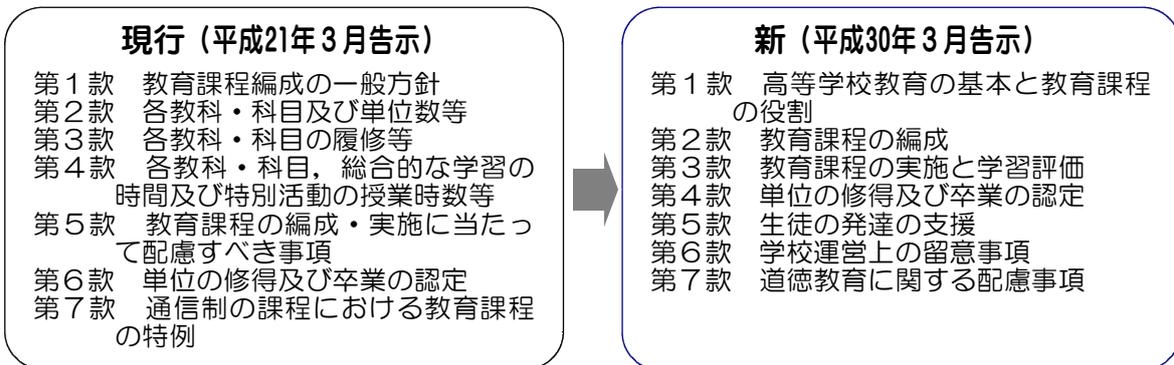
Q 1 今回の改訂で新設された学習指導要領の「前文」は、どのような内容ですか。また、「総則」の内容構成はどのように変わりましたか。

A 1 「前文」には、学校教育の理念とともに、学習指導要領の位置付けや方向性が記述されています。「総則」の内容構成は、各学校における教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえ、校内研修等を通じてカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていくことができるよう、六つの視点に基づいた項目立てになりました。

1 「前文」の役割と総則の構成

- 教育基本法の第1条と第2条に基づき、これからの時代に求められる教育を実現するためには、学校と社会が連携・協働する「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であることを示しています。
- 学習指導要領の定義を明確に示しています。学習指導要領は、理念とする「社会に開かれた教育課程」の実現に必要な教育課程の基準を大綱的に定めたものです。
- 学習指導要領の役割を明示しています。学習指導要領の役割の一つは、学校における教育水準を全国的に確保することです。また、この学習指導要領を踏まえて、各学校の創意工夫や家庭・地域社会との協力により教育活動の更なる充実を図ることの重要性も示しています。

学習指導要領「総則」の構成



2 新学習指導要領「総則」の主な内容

- 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割 ←〈視点1〉何ができるようにするか
 学校教育を通じて育成すべき資質・能力の三つの柱を示すとともに、教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」を定義しています。
- 第2款 教育課程の編成 ←〈視点2〉何を学ぶか
 各学校の教育目標を明確化するとともに、教育課程編成について基本的な方針を家庭や地域と共有すること、教科等横断的な視点に立った教育課程の編成について示しています。
- 第3款 教育課程の実施と学習評価 ←〈視点3〉どのように学ぶか、何が身に付いたか
 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と学習評価について、配慮事項を示しています。
- 第4款 単位の修得及び卒業の認定 ←〈視点4〉何が身に付いたか
 生徒に卒業までに修得させる単位数や課程の修了の認定等について示しています。
- 第5款 生徒の発達の支援 ←〈視点5〉子供の発達をどのように支援するか
 ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程との関係について明記するとともに、特別な配慮を必要とする生徒への指導や配慮について示しています。
- 第6款 学校運営上の留意事項 ←〈視点6〉実施するために何が必要か
 校長の方針の下、各教職員が連携してカリキュラム・マネジメントに努めることや学校評価の進め方、家庭・地域との連携・協働等について示しています。
- 第7款 道徳教育に関する配慮事項
 道徳教育の充実の観点から、高等学校における道徳教育推進上の配慮事項を示しています。

前 文（新学習指導要領）

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに高等学校学習指導要領を定める。

総 則

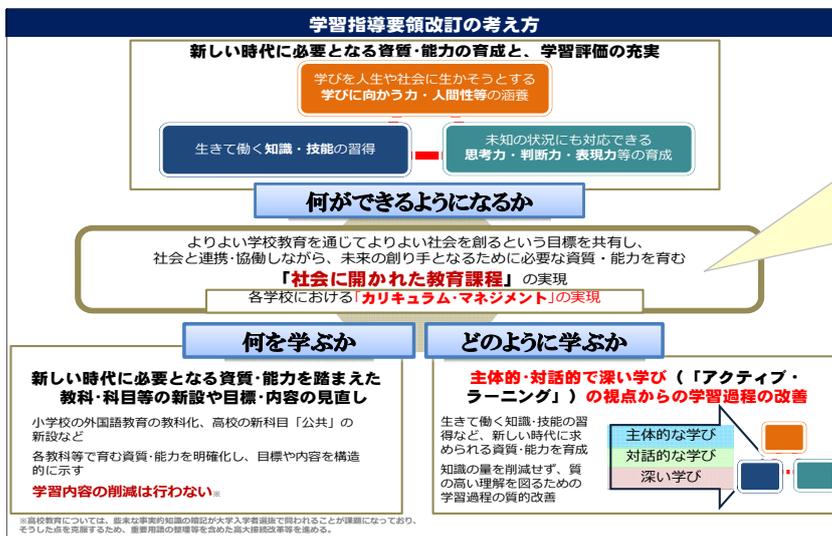
(高等学校)

Q 2 「社会に開かれた教育課程」の考え方を教えてください。

A 2 新学習指導要領において実現を目指す基本理念です。社会と自校との関わりを捉え、生徒や学校と社会とのつながりを考えた教育課程を編成するとともに、社会との連携・協働により教育目標の実現を図ることです。

1 新学習指導要領の基本理念

「社会に開かれた教育課程」とは、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を社会と学校とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていくことです。



「社会に開かれた教育課程」は、新学習指導要領の基本理念です。その実現に向けて学校が取り組むべき具体的な課題が「カリキュラム・マネジメント」です。

2 「社会に開かれた教育課程」の三つの側面

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標をもち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
⇒ 各学校が社会とのつながりを踏まえて学校教育目標を策定し、それを実現する教育課程とともに社会と共有するという事です。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
⇒ 自校の生徒が社会で生きていくために必要な資質・能力を明らかにして育てること。「資質・能力」「見方・考え方」「主体的・対話的で深い学び」につながります。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。
⇒ 地域の資源の活用は、「カリキュラム・マネジメント」の重要な側面に直結します。

「社会に開かれた～」とは、地域の人材活用等による教育活動を増やすことか？

そうではありません。目の前の生徒が社会に出たときに必要とされる力を育むために、学校における一つの教育活動が、地域や社会とどのように関連し、つながるのかを明確にして教育課程を編成することが大切であり、単に地域の人材活用等による活動を増やせばよいということではありません。

学校の教育目標を具現化する教育課程の役割を明確にするとともに、保護者や地域社会に対して積極的に説明し、共有・連携しながら教育目標を実現していくことが求められます。

Q 3 カリキュラム・マネジメントの考え方を教えてください。

A 3 カリキュラム・マネジメントは、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて「教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」と定義されています。教育課程を軸に、学校全体で教育活動の改善・充実の好循環を生み出すために、校長の方針の下、全教職員の適切な役割分担と連携により、教育課程の編成・実施・評価・改善に取り組むことが重要です。

1 カリキュラム・マネジメントの実際

カリキュラム・マネジメントには三つの側面があります。

<カリキュラム・マネジメントの三つの側面>

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のP D C Aサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、各学校において、生徒が「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」などを踏まえて教育課程を編成し、生徒の実態を踏まえて不断の見直しを図ることが求められます(図1)。

各学校が既に行っている教育活動や学校運営に関する取組が個別の改善にとどまっていないか、教育課程とのつながりで考えられているかなどについて、三つの側面から問い直すことが重要です。

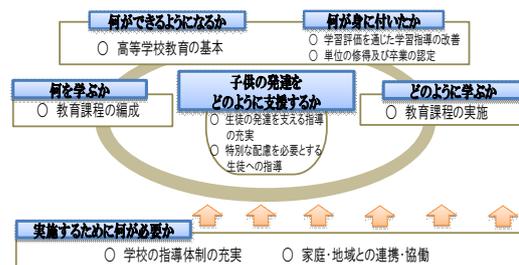


図1 カリキュラム・マネジメントのイメージ

2 組織づくりと学校評価

カリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う様々な業務の進め方の改善を伴ってより充実を図ることができます。そのためには校長が定める校務分掌に基づき、適切な役割分担と相互の連携を可能とする組織づくりが前提となります(総則第6款1のア)。

また、各学校が行う学校評価は、学校教育法第42条に「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されています。教育課程の編成・実施・改善は教育活動や学校運営の中核であることから、教育課程を軸として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて行うことに留意する必要があります。

なぜ「カリキュラム」のマネジメントなのか？

学校では通常「カリキュラム」よりも「教育課程」が使われます。教育課程は「curriculum」の訳語ですが、現在は一般に、年間指導計画や教育委員会に毎年提出する教育課程表など、計画文書の意味合いが強い用語です。

一方、カリキュラムは、計画文書だけでなく、教育計画の実施段階にある授業や、生徒が実際に学んだことまでを含む概念であり、広義には生徒の学びの総体を意味します(図2)。

教育活動をカリキュラムの視点で捉えると、「生徒は何を学んだか/学んでいないのか」も着目点となります。つまり、カリキュラムは、計画するだけでなく、授業等が適切に実施されたのか、生徒に力が付いたのかを検証する、そのためのマネジメントが必要になるのです。したがって、カリキュラム・マネジメントにおいては、「生徒がどんな資質・能力を発揮するのか」を、教科だけでなく、教科外の取組も含めて俯瞰的に捉えることが重要となります。



図2 カリキュラムと教育課程の関係

Q 4 「資質・能力の三つの柱」とは何ですか。その「資質・能力」は、どのように育成すればよいですか。

A 4 学校教育で育成を目指す資質・能力を整理して明確化したものです。生きる力を育むことを目指すに当たって、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような「資質・能力」の育成を目指すのかを明確にしなが、教育課程全体で計画的・体系的に育てる必要があります。

1 資質・能力の三つの柱

新学習指導要領においては、生徒が単に学習内容を理解することにとどまらず、それを学ぶことで「何ができるようになるか」という視点から、学校教育で育てたい資質・能力を明確化し、三つの柱に整理しています。それが「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」です(図)。

これら三つの柱に整理される資質・能力は、全く新しい力ということではなく、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」に符合するものです。各学校が教育目標に明確にする「自校生徒に育成する資質・能力」も、この三つの柱に沿って整理されるものとなります。

これらの資質・能力は学習の過程を通して相互に関係合いながら育成されるものであることに留意して、教育課程全体で計画的・体系的に育てられるようにすることが重要です。

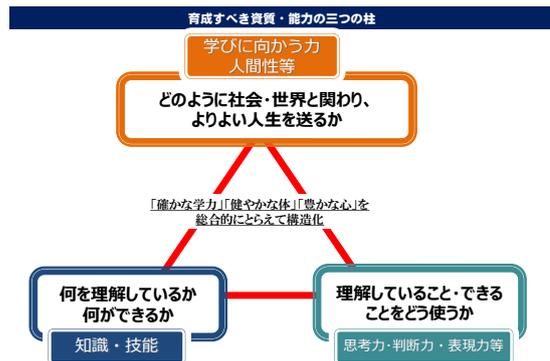


図 育成すべき資質・能力の三つの柱

2 知識及び技能の習得

学習の過程を通して、生徒が新たな知識・技能を既得の知識・技能と関連付けて深く理解し、他の学習や生活の場面で活用できるような生きて働く「知識及び技能」として習得されるようにしていく(知識の理解の質を高める)ことが重要です。各教科等の指導に当たっては、生徒の学びへの興味を高めつつしっかりと教授するとともに、生徒が各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(見方・考え方)を働かせる、習得・活用・探究という学びの過程の充実に向けた取組(主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善)が求められます。

3 思考力、判断力、表現力等の育成

思考力、判断力、表現力等は、未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識・技能をどのように活用し、必要となる新しい知識・技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力です。

このような力を発揮することを通して、深い理解を伴う知識・技能が習得され(上記2)、それにより更に思考力・判断力・表現力等も高まるという往還的な関係にあります。思考力・判断力・表現力等が、各教科の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにすることが重要です。

4 学びに向かう力、人間性等の涵養

学びに向かう力、人間性等は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素です。生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱以上に、生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要です。

こうした情意や態度等を育てていくためには、体験活動を含め、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要です。生徒の発達の支援(総則第5款)に関する事項を踏まえながら、学習の場でもあり生活の場でもある学校において、生徒一人一人がその可能性を發揮することができるよう、教育活動の充実を図っていくことが必要です。

Q 5 「主体的・対話的で深い学び」とは何ですか。そのような学びを実現するにはどうすればよいですか。

A 5 「主体的・対話的で深い学び」とは、これまでの優れた実践に共通する授業改善の視点であり、特定の指導方法を指すものではありません。
「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには、単元や題材のまとまりの中でこれまでの実践の成果を生かした指導計画の立案とその計画に基づく授業改善の取組が求められます。

「主体的・対話的で深い学び」と授業改善

【主体的な学び】 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学びのこと。

- (例)・ 学ぶことに興味や関心をもち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする

【対話的な学び】 生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることなどを通じ、自己の考えを広げ深める学びのこと。

- (例)・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
 - ・ 生徒同士の対話に加え、生徒と教員、生徒と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学びのこと。

- (例)・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
 - ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

「主体的・対話的で深い学び」は、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して授業改善を進めることが重要です。すなわち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を考えることは、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかという授業のデザインを考えることに他なりません。

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが大切です。

授業デザインの視点

- 主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか
- 対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか
- 学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか

総 則

(高等学校)

Q 6 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」とは何ですか。

A 6 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」とは、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という、その教科等ならではの物事を捉える視点や考え方であり、学びの深まりの「鍵」となるものです。

「深い学び」と「見方・考え方」

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。

各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要です。

例えば、数学では、「数学的な見方・考え方」を「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的、体系的に考えること」（高等学校学習指導要領解説 数学編理数編〔平成30年〕）としています。数学の学習では、「数学的な見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、習得した知識及び技能を活用して探究したりすることで知識は生きて働くものとなり、技能の習熟・熟達につながるとともに、より広い領域や複雑な事象の問題を解決するための思考力、判断力、表現力等や、自らの学びを振り返って次の学びに向かおうとする力などが育成されます。また、このような学習を通じて、「数学的な見方・考え方」が更に確かで豊かなものとなっていくと考えられます。

学習指導要領解説において示された各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の観点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要です。

また、思考・判断・表現の過程には、大きく三つがあると考えられています（右枠囲み）。各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要です。

思考・判断・表現の過程

- ◆物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ◆精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ◆思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

なお、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は視点や考え方であり、資質・能力という捉えではないことについて留意が必要です。したがって、各教科等の学習において、どれだけ「見方・考え方」が身に付いたかは評価の対象ではありません。

これまでの「見方や考え方」とは違うのか？

これまでも学習指導要領において、「見方や考え方」という用語が用いられてきていますが、その内容については必ずしも具体的に説明されていませんでした。

今回の改訂において、各教科等における「見方・考え方」とはどういうものを改めて明らかにし、それを軸とした授業改善の取組を活性化しようとするものです。

総 則

(高等学校)

Q 7 学校の教育目標の設定に当たって、どのようなことに留意すればよいですか。

A 7 学校の教育目標の設定に当たっては、生徒にどのような資質・能力を育成するのかを明確にするとともに、カリキュラム・マネジメントに取り組む上で、教育課程の評価・改善が可能となるようなものでなければなりません。併せて、全ての教職員、生徒・保護者が理解できる分かりやすいものにするとともに、その理解と共有を図る仕組みを工夫することが大切です。

1 まずは目標の再検討と共有から

目標のないマネジメントはありません。これからの学校の教育目標は、新学習指導要領の理念を受け止めつつ、生徒にどのような資質・能力を育成するのかを明確にするとともに、目標に照らしながら授業等のねらいを改善したり、教育課程の実施状況の評価したりすることが可能となるような具体性を有するものでなければなりません。

目標に込める育成すべき資質・能力は、校訓や校是、学校や地域が創り上げてきた文化だけでなく、社会の変化や生徒の姿、保護者や地域の願いなどを踏まえて検討する必要があります。検討は管理職だけでなく、全ての教職員が関わることが望ましく、設定した学校の教育目標は、各教育活動に具体的に落とし込むことが重要です。

留意したいのは、様々な実情を踏まえて学校の教育目標を設定しても、それが抽象的で分かりにくければ教職員や生徒によって解釈が異なったり、時間が経つにつれて目標に対する意識が薄くなったりすることです。したがって、学校の教育目標は全ての教職員、生徒・保護者が理解できる分かりやすいものにすることが大切です。さらに、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき学校の教育目標を含めた教育課程の編成に係る基本的な方針（学校経営方針やグランドデザイン等）について、家庭や地域とも共有を図る仕組みを工夫することが求められます。

各学校における教育目標設定の留意点

- ① 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること
- ② 教育委員会の規則、方針等に従っていること
- ③ 学校としての育成を目指す資質・能力が明確であること
- ④ 学校や地域の実態等に即したものであること
- ⑤ 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること
- ⑥ 評価が可能な具体性を有すること

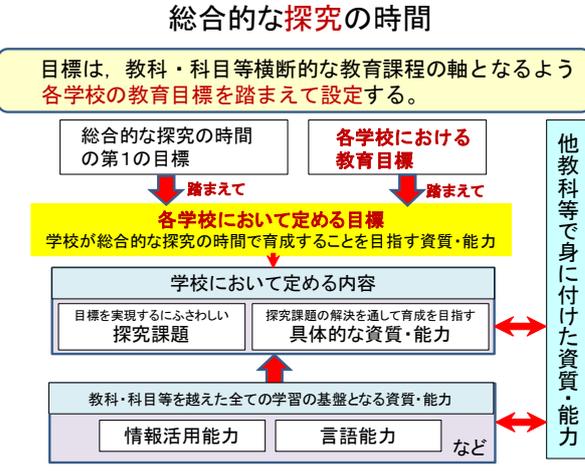
(解説総則編 第3章第2節1)

2 学校の教育目標と「総合的な探究の時間」

各学校が定めることとされている「総合的な探究の時間」（「総合的な学習の時間」から名称が変わり、令和元年度入学生から実施）の目標は、学校の教育目標との関連を図ることが重要です。

生徒や学校、地域の実態に応じてふさわしい探究課題を設定することができる「総合的な探究の時間」の特質が、学校の教育目標に直接つながり、その実現に生かされるようにしていくことが求められます。

「総合的な探究の時間」は、学校の教育目標に直接つながり、自校のミッションを体現するものとなるようにすることが大切です。



Q 8 「教科等横断的な視点に立った資質・能力」とは何ですか。

A 8 教科等ごとの枠組だけでなく、教育課程全体を見渡して育んでいく資質・能力のことです。今回の改訂で明記されたもので、次の①②とされています。

- ① 学習の基盤となる資質・能力
- ② 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

どのような資質・能力の育成を図っていくのか

中央教育審議会答申（平成28年12月）では、資質・能力を次のように大別しています。

ア 例えば国語力、数学力などのように、伝統的な教科等の枠組みを踏まえながら、社会の中で活用できる力としての在り方について論じているもの。

イ 例えば言語能力や情報活用能力などのように、教科等を越えた全ての学習の基盤として生まれ活用される力について論じているもの。

ウ 例えば安全で安心な社会づくりのために必要な力や、自然環境の有限性の中で持続可能な社会をつくるための力などのように、今後の社会の在り方を踏まえて、子供たちが現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な力の在り方について論じているもの。

アについては、学習指導要領の各教科等の目標や内容において、それぞれの教科等の特質を踏まえて整理されています。指導に当たっては、学校教育目標の実現に向けた各教科等の位置付けを踏まえ、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことが重要です。

このような教科等横断的な視点からの指導のねらいの具体化や、教科等間の指導の関連付けは、中教審答申が示す教科等の枠組を越えた資質・能力（イ・ウ）の育成にもつながります。

① 学習の基盤となる資質・能力 ※上記のイに相当

今回の改訂においては、生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力として、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等が挙げられています。

【言語能力】

言葉は、生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。学校においては、「言語能力の向上」を生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが大切です。言語能力を育成するには、言葉を直接の学習対象とする国語科及び外国語科を要としつつ、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実が図られるよう、教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められます。

【情報活用能力（情報モラルを含む。）】

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。情報活用能力を育成するには、学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要です。

【問題発見・解決能力】

物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を教科等の特質に応じて図り、問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な探究の時間や特別活動を通じて、各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるようにすることが重要です。

このような、教科等の枠を越えて全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力についても、分析的に捉えることができます。中教審答申では、**資質・能力の三つの柱**に沿って整理しています(枠囲みは【言語能力】の例)。

これらの資質・能力が、どのような学習の過程で働くのかなどについて、教科等の関係や教科等の枠を越えて共通に重視すべき学習活動との関係を明確にし、教育課程全体を見渡して組織的に取り組み、確実に育んでいくことが重要です。

【言語能力】を構成する資質・能力

中央教育審議会答申(平成28年12月)別紙2-1

知識・技能 言葉の働きや役割に関する理解、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け、言語文化に関する理解、
 既有知識(教科に関する知識、一般常識、社会的規範等)に関する理解

思考力・判断力・表現力等 テキスト(情報)を理解したり、文章や発話により表現したりするための力として、情報を多面的・多角的に精査し構造化する力、言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力、言葉を通じて伝え合う力、構成・表現形式を評価する力、考えを形成し深める力

学びに向かう力・人間性等 言葉を通じて、社会や文化を創造しようとする態度、自分のものの見方や考え方を広げ深めようとする態度、集団としての考えを発展・深化させようとする態度、心を豊かにしようとする態度、自己や他者を尊重しようとする態度、自分の感情をコントロールして学びに向かう態度、言語文化の担い手としての自覚

② 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

※前頁のウに相当

豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成するという大きな役割を担う生徒に、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的に育成することは、今回の改訂における重要な課題の一つです。

中教審答申では、複雑で変化の激しい社会の中で、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力がますます重要となっていることを踏まえ、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を提示しています(枠囲み)。

これらの資質・能力は、教科等横断的な視点で育んでいくことが重要であることから、各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点化を図りながら、教科等横断的に構成する具体的な教育内容を整理し、必要な資質・能力の育成を目指す教育課程を編成・実施していくことが求められます。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- ・ 健康・安全・食に関する力
- ・ 主権者として求められる力
- ・ 新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・ グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・ 地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・ 自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・ 豊かなスポーツライフを実現する力 など

どれが「資質」で、どれが「能力」か？

資質や能力という言葉は、教育基本法第5条第2項に、義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」と規定されているように、教育課程に関する法令でも規定されています。

しかし、この「資質」については、教育を通して先天的な資質を更に向上させることと、一定の資質を後天的に身に付けさせるという両方の観点をもつものとされていることから、教育を通して育まれるもののどれが資質でどれが能力かを分けて捉えることは困難です。したがって、これまで学習指導要領やその解説においては、資質と能力を一体的に扱うことが多かったところでもあり、今回の改訂においては、資質と能力を一体的に捉え、「資質・能力」と表記することとしています。

総 則

(高等学校)

Q 9 教育課程の編成における留意点を教えてください。

A 9 今回の改訂では、前回に引き続き、高等学校の教育課程における共通性と多様性とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の標準単位数については、増加はありません。また、卒業までに履修させる単位数等についても変更はありません。
各学校においては、新学習指導要領における各教科等が「資質・能力の三つの柱」で再構成されていることを踏まえ、各教科等の目標と指導内容との関連を十分研究するとともに、学校の教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列した教育課程を作成する必要があります。

カリキュラム・マネジメントの一環としての教育課程編成

今回の改訂では、高校生に社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるという必修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の単位数の増加はありません。

教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、カリキュラム・マネジメントの考え方に基づき、教育の内容を選択・組織し、必要な単位数や授業時数を配当していくことが必要です。その際、教育課程の中で教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を適切に位置付けることや、総合的な探究の時間において教科等の枠を超えた学習が行われるようにするなど、教科間のつながりを意識することが特に重要です。

新学習指導要領解説総則編では、教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を3ページにわたって紹介しています（右枠囲みに「項目」）。

編成した教育課程に基づき実施される日々の教育活動は

もとより、教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、各学校が実態に即して創意工夫を重ね、新学習指導要領の実施に向けて具体的な手順を考えることが大切です。

教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例（項目）

新学習指導要領解説総則編（p48～50）

- (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする
- (2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める
- (3) 教育課程編成のための事前の研究や調査をする
- (4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める
- (5) 教育課程を編成する
- (6) 教育課程を評価し改善する

「教科等横断的な視点」で教育課程を編成するとは？

一つの資質・能力は特定の教科だけでなく、各教科等の学びが積み重なって育成されるものです。例えば、論理的思考力は数学の中だけでなく、国語や地理歴史の中でも育まれます。数学が育む論理的思考力と他教科で育む論理的思考力は異なりますが、各教科等で育まれる力が重なり合って一人の生徒の論理的思考力をつくり出します。

各教科等の特質に応じてどのような力が育まれるのかを掴み、教育課程全体でその育成を図ることが、「教科等横断的な視点」で教育課程を編成する際の基本となる考え方です。



教科等横断的な視点

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

〔 改 訂 〕

〔 現 行 〕

教科	科 目	標準 単位数	必修科目	教科	科 目	標準 単位数	必修科目				
国語	現代の国語	2	○	国語	国語総合	4	○2単位まで減				
	言語文化	2	○		国語表現	3					
	論理国語	4			現代文A	2					
	文学国語	4			現代文B	4					
	国語表現	4			古典A	2					
	古典探究	4			古典B	4					
地理 歴史	地理総合	2	○	地理 歴史	世界史A	2	□ ○				
	地理探究	3			世界史B	4					
	歴史総合	2	○		日本史A	2					
	日本史探究	3			日本史B	4					
	世界史探究	3			地理A	2					
公民	公共	2	○	公民	現代社会	2	「現代社会」 又は 「倫理」・「政治・経済」				
	倫理	2			倫理	2					
	政治・経済	2			政治・経済	2					
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減	数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減				
	数学Ⅱ	4			数学Ⅱ	4					
	数学Ⅲ	3			数学Ⅲ	5					
	数学A	2			数学A	2					
	数学B	2			数学B	2					
	数学C	2			数学活用	2					
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を 含む2科目 又は 基礎を付した科目を 3科目	理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を 含む2科目 又は 基礎を付した科目を 3科目				
	物理基礎	2			物理基礎	2					
	物理	4			物理	4					
	化学基礎	2			化学基礎	2					
	化学	4			化学	4					
	生物基礎	2			生物基礎	2					
	生物	4			生物	4					
	地学基礎	2			地学基礎	2					
	地学	4			地学	4					
	理科課題研究	1			理科課題研究	1					
保健 体育	体育	7~8	○	保健 体育	体育	7~8	○				
	保健	2			保健	2					
芸術	音楽Ⅰ	2	○	芸術	音楽Ⅰ	2	○				
	音楽Ⅱ	2			音楽Ⅱ	2					
	音楽Ⅲ	2			音楽Ⅲ	2					
	美術Ⅰ	2			美術Ⅰ	2					
	美術Ⅱ	2			美術Ⅱ	2					
	美術Ⅲ	2			美術Ⅲ	2					
	工芸Ⅰ	2			工芸Ⅰ	2					
	工芸Ⅱ	2			工芸Ⅱ	2					
	工芸Ⅲ	2			工芸Ⅲ	2					
	書道Ⅰ	2			書道Ⅰ	2					
	書道Ⅱ	2			書道Ⅱ	2					
	書道Ⅲ	2			書道Ⅲ	2					
	外国語	英語コミュニケーションⅠ			3	○2単位まで減		外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○2単位まで減
		英語コミュニケーションⅡ			4				コミュニケーション英語Ⅰ	3	
英語コミュニケーションⅢ		4	コミュニケーション英語Ⅱ	4							
論理・表現Ⅰ		2	コミュニケーション英語Ⅲ	4							
論理・表現Ⅱ		2	英語表現Ⅰ	2							
論理・表現Ⅲ		2	英語表現Ⅱ	4							
家庭	家庭基礎	2	□ ○	家庭	家庭基礎	2	□ ○				
	家庭総合	4			家庭総合	4					
					生活デザイン	4					
情報	情報Ⅰ	2	○	情報	社会と情報	2	□ ○				
	情報Ⅱ	2			情報の科学	2					
理数	理数探究基礎	1									
	理数探究	2~5									
総合的な探究の時間		3~6	○2単位まで減	総合的な学習の時間		3~6	○2単位まで減				

※下線は新設

Q10 特色ある教育課程を編成・実施するために、どのような工夫ができますか。また、工夫をする上での留意点を教えてください。

A10 新学習指導要領においても、授業の1単位時間の設定や増加単位、教科・科目の開設の工夫などにより、特色ある教育課程の編成・実施が可能です。
編成・実施に当たっては、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分に考慮することが大切です。

1 授業の1単位時間の設定の工夫

授業の1単位時間は、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して各学校で定めることとなっています(総則第2款3(3)キ)。例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行うことや生徒の実態に応じて100分授業や25分授業といった時間割編成も可能です。ただし、単位については1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする(総則第2款3(1)ア)ため、45分授業の場合は、39単位時間実施することで1単位となります。

なお、10分から15分程度の短時間を利用して特定の教科・科目等の指導を行う場合には、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科・科目等の授業時数に含めることができます。例えば、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが10分から15分程度の短い時間を利用して学習に立ち会うことも考えられます。このような場合、一定の要件の下、授業時数に算入することができます(総則第2款3(3)ク)。

短時間を活用した授業時間設定に際しての留意点

- 各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと
- 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること
- 授業のねらいを明確にして実施すること
- 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

2 増加単位等の工夫

教育課程の編成に当たっては、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合は標準単位数より多くの単位数を配当することができます。一方、必修教科・科目以外の各教科・科目については、標準単位数より少ない単位数を配当することもできます。ただし、配当に当たっては、解説総則編(62~63頁/各教科・科目における増単・減単の条件)に基づき慎重に判断する必要があります。

3 教科・科目の開設の工夫

各教科・科目の授業は、特定の学期又は期間(夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む)に行うこともできます(総則第2款3(3)ア)。例えば、2学期制の学校においては、2単位の科目の授業を週に4単位時間行うことにより前期で終え、後期には別の2単位の科目を開設することも考えられます。

また、学校設定科目及び学校設定教科を有効に活用することも考えられます(総則第2款3(1)エ、オ)。開設に当たっては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等を踏まえるとともに、教科等の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮する必要があります。

Q11 通信制の課程における教育課程の特例は、どのようになっていますか。また、編成における留意点を教えてください。

A11 通信制の課程の教育課程も、学習指導要領の適用を受けませんが、教育方法が全日制・定時制の課程と異なるため、授業時数や類型などについては適用を受けないこととされています。教育課程の編成に当たっては、添削指導及び面接指導が通信制の課程における教育の基幹的な部分であることを踏まえ、学習の量と質の確保について十分留意する必要があります。

1 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程の教育課程も、高等学校教育として学習指導要領（第1章総則第1款から第7款まで）の適用を受けませんが、以下のような事項については適用を受けないこととされています。

- ① **授業時数** 通信制の課程の教育方法は、添削指導、面接指導、放送その他の多様なメディアを利用した指導、試験によることとなっているため（高等学校通信教育規程第2条）、全日制・定時制の課程におけるような授業は原則として行われません。したがって、各教科・科目等の授業時数等について、学習指導要領〔第1章総則第2款3(3)〕の規定の適用は受けません。
- ② **類型** 通信制の課程では、類型に関して、学習指導要領〔第1章総則第2款3(4)〕の規定の適用は受けません。これは、通信制の課程においては生徒が定まった類型を選ぶよりは、必要に応じ個々の科目を選択して履修することが多いからであり、それが自学自習による添削指導と個別指導を重視した面接指導を中心とする通信制の課程における教育課程の一つの特色でもあるからです。
- ③ **就業体験、ホームプロジェクトなど** 通信制の課程では、職業科目の履修について、就業体験やホームプロジェクト等により授業の一部の代替を認めている学習指導要領〔第1章総則第2款3(7)イ(ア)及びイ(イ)〕の適用は受けません。これは、通信制の課程では全日制・定時制の課程におけるような授業が行われなからです。他方、定時制及び通信制の課程では、学習指導要領〔第1章総則第2款3(7)イ(ウ)〕の規定により、職業（家事を含む。）に従事している生徒に対して、その実務等をもって職業科目の履修の一部に代替できることを定めています。

2 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数

通信制の課程の学習量は、全日制・定時制の課程の学習量に相当するように添削指導の回数と面接指導の単位時間数が定められています〔第1章総則第2款5(1)〕。

右表の各教科・科目の1単位当たりの添削指導の回数、面接指導の単位時間数（1単位時間は50分として計算）は標準を示すものであるため、ある程度柔軟に具体的な回数、単位時間数を決めることができますが、これらの学習の場面は通信制の課程における教育の中心であり、全日制や定時制の課程とは異なり、教師が直接指導する機会も少ないことから、それぞれの回数、単位時間数は十分確保する必要があります。また、放送その他の多様なメディアを利用して行う学習により面接指導の時間数を免除する規定〔第1章総則第2款5(5)〕を適用する場合は、高等学校教育の目標及びその水準の維持に十分配慮することが必要です。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国際、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

Q12 学校段階等間の接続をどのように図ればよいですか。

A12 中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、高等学校教育段階の終わりまでに育成を目指す資質・能力及び卒業後の進路に求められる資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう教育課程の編成を工夫することが大切です。生徒や学校の実態に応じて、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設定するなどの工夫も考えられます。

1 中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程

高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしています。このことは、生徒に自身の在り方や生き方を考えさせ、適切に選択・判断する力を求めるものであると言えます。中学校までの教育課程では、選択教科を置かない場合、生徒が履修する教科を選択するということがないため、高等学校への接続に関して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実(ガイダンス機能の充実)を図ることが重要となります。

なお、中等教育の多様化を一層推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するための中高一貫教育制度においては、教育課程の基準の特例措置が設けられています。生徒の現状や地域の実情に応じ、このような制度を活用して特色ある取組を展開していくことも考えられます。

2 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

学校や生徒の実態等に応じて、必要がある場合、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る指導(右枠囲み)を行うことで、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにすることが求められています。

これは、高等学校を卒業するまでに全ての生徒が学習する必履修教科・科目の内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提となるものであることから、それが不十分であることによって必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めたものです。

なお、高等学校教育の目標や学校設定教科・科目に関する規定に鑑み、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることができます。

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫(総則第2款4(2))

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

3 卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫

高等学校においては、生徒の卒業後の進路は様々です。生徒がどのような進路を選択するとしても、高等学校教育に求められるのは、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力(基礎的・汎用的能力)を育成するとともに、生涯にわたって、必要となる知識・技能を自ら身に付けていくことができるようにする(学び方を学ぶ)ことです。

したがって、各学校は、生徒が進もうとする進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう、教育課程の改善・充実を図ることが大切です。そのために、例えば、企業や大学等と連携して実践的な教育活動を導入していくことなども考えられます。

Q13 学習評価の観点とその進め方は、どのようになりますか。

A13 観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されました。創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校として組織的かつ計画的な取組が大切です。

1 指導の評価と改善

学習評価は、「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は極めて重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

今回の改訂では、各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理していることを踏まえ、中央教育審議会教育課程部会（平成31年1月）において、評価の観点が「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三つに整理されました。

ここでいう「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、更に社会の中で生きて働く知識となるものが含まれていることに留意が必要です。

また、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力・人間性」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取部分があるということにも留意が必要です。

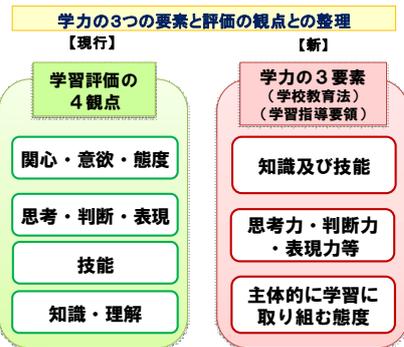
実際の評価は、指導と評価の一体化を図る中で、各教科等の指導内容や生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作などの多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を学習過程の適切な場面で行っていくことが重要です。

2 学習評価に関する工夫

学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという評価の妥当性や信頼性の確保が重要です。そのため、評価規準や評価方法を明確にすること、評価結果について教師同士で検討すること、授業研究等を通じて評価に係る教師の力量の向上を図ることなど、指導の在り方を含め学校として組織的かつ計画的に改善・充実に向けた取組を行うことが必要です。

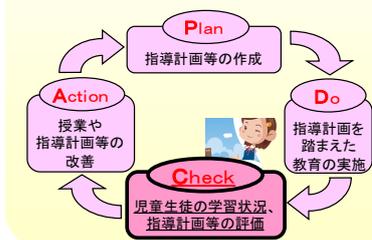
信頼性の向上の観点から、例えば、学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなど、評価に関する情報を積極的に提供し、保護者の理解を図ることも重要です。また、学習評価の結果は、その後の指導に生かすことはもちろんのこと、生徒自身が成長や今後の課題を実感できるようにするためにも、日々の教育活動等を通じて積極的に生徒に伝えることが大切です。

なお、文部科学省通知（平成31年3月29日付「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」）において、高等学校指導要録の参考様式に観点別評価の記載欄が設けられました。



学習指導と学習評価のPDCAサイクル

○ 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。 **指導と評価の一体化**



Q14 単位の修得及び卒業の認定について、留意点を教えてください。

A14 今回の改訂において、単位の修得及び卒業の認定についての変更はありません。単位の修得の認定は、教師が行う平素の成績の評価に基づき、最終的に校長が行うことになっているため、評価の在り方について、教師間の共通理解を図ることが必要です。また、生徒一人一人に必要な資質・能力を育成する上で、学校外における学修等の単位認定に係る制度についても理解を図ることが大切です。

1 単位の修得の認定

学校においては、学習指導要領の定めるところに従い、履修させるべき各教科・科目とその単位数を定め、その単位数に相応した授業計画を立て、授業を行います。生徒はこれによって各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められる場合は、通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位を修得したことが認定されます。総合的な探究の時間についても基本的に同様です（総則第4款1(1)及び(2)）。

単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍の際には、それまでに修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができます（学校教育法施行規則第92条第2項）。

単位の修得の認定は、教師が行う平素の成績に基づき、最終的に校長が行います。したがって、評価の在り方について教師間の共通理解を図ることが必要であるとともに、校長は教師に対し平素から評価の仕方などについて十分指導し、全体として適切な評価が行われるようにしなければなりません。特に、今回の改訂を受けて評価の観点が3観点に整理されるとともに、指導要録の様式が改善されたことから、新学習指導要領の実施に向け、観点別学習状況の評価に基づく成績評価の在り方については、十分な検討を行うことが必要となります。

2 卒業の認定

校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標から見て満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定します（総則第4款2）。

なお、卒業までに修得させる単位数は74単位以上（学校教育法施行規則第96条）とされていますが、修得した単位数が74単位に達したからといって、生徒が卒業認定を要求できる根拠とはなりません。学校が卒業に必要な単位を74単位を超えたある単位数以上と定めた場合、特別活動に係る要件とともに、生徒はそれを満たさなければならないということについては、今回の改訂においても変更はありません。

3 学校外における学修等の単位認定

学校教育法施行規則等においては、学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられています（次ページ【別表】参照）。学校教育目標の実現に向けて、生徒一人一人に必要な資質・能力を育成するために、これらの制度の適用も考えられます。適用に当たっては、制度の趣旨や規定等を確認し、十分な検討を行う必要があります。

【別表】 新高等学校学習指導要領解説総則編 (p142~143)

制 度	根 拠 規 定	制 度 の 概 要
①海外留学に係る 単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（36単位まで）
②学校間連携による 単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
③大学、高等専門 学校又は専修学 校等における学 修の単位認定	学校教育法施行規則第98条 第1号 平成10年文部省告示第41号 第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
④技能審査の成果 の単位認定	学校教育法施行規則第98条 第2号 平成10年文部省告示第41号 第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
⑤ボランティア活 動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条 第3号 平成10年文部省告示第41号 第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験活動、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて36単位まで)
⑥高等学校卒業程 度認定試験の合 格科目の単位認 定	学校教育法施行規則第100条 第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単 位認定	学校教育法施行規則第100条 第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧定時制課程及び 通信制課程にお ける技能連携に よる単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第 39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度 (卒業に必要な単位数の2分の1以内)
⑨定時制課程及び 通信制課程の併 修による単位認 定	高等学校通信教育規程第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

Q15 生徒の発達を支援するためには、どのようなことに留意すればよいですか。

A15 確かな生徒理解に基づき、ホームルーム経営の充実を図ることが大切です。そのために、ガイダンスとカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要です。さらに教育活動全体でキャリア教育及び生徒指導の充実を図るとともに、担任を含む全ての教師間における共通理解の下、個に応じた指導や特別な配慮を必要とする生徒への指導を組織的かつ計画的に行うことが必要です。

1 ホームルーム経営の充実

ホームルームは、生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、担任の教師の営みは重要です。ホームルーム経営を行う上で最も重要なのは、生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな生徒理解です。

生徒理解には、日頃のきめ細かい観察や面談などの適切な方法を用いて、一人一人の生徒を客観的・総合的に認識することが大切です。一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、生徒の発達を支え、資質・能力を高めるために、適切な時期や機会を設定し、ガイダンスとカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要です。

学校においては、計画的・組織的な取組によってガイダンスの機能を充実させることで、一人一人の生徒に関し、学校やホームルームによりよく適応させ、これから取り組む諸活動に対する意欲をもたせ、活動することを通して存在感や自己実現の喜びを感じられる生活を築かせ、中でよりよい発達を促すことが求められます。

また、カウンセリングの機能を充実させることで、生徒・保護者にその望ましい在り方についての助言を通して、よりよい人間関係を育てるとともに、生活に適応させ、人格の成長への援助を図ることが重要です。カウンセリングの実施に当たっては、個々の生徒の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること、早期発見・早期対応に留意すること、スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮することが必要である。

2 生徒指導の充実

生徒指導は、学習指導と並んで学校の教育目標を達成するための重要な機能です。生徒指導においては、一人一人についての生徒理解の深化を図ること、教師と生徒との信頼関係を築くことが重要であるとともに、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれるホームルームや学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤となります。

また、分かる喜びや学ぶ意義を実感できない授業は生徒にとって苦痛であり、生徒の劣等感を助長し、情緒の不安定をもたらし、様々な問題行動を生じさせる原因となることもあります。したがって、生徒一人一人の特性を十分把握した上で、教師間の連携や協力により、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫改善を図り、学習指導を充実させることが大切です。

生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、一層の充実を図ることが大切です。

3 キャリア教育の充実

今回の改訂では、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることが総則に明記され、特別活動のホームルーム活動の内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」が設けられました。

実施に当たっては、ホームルーム活動が、これからの学びや人間としての在り方生き方を見

通し、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことに留意するとともに、小・中・高のつながりを考慮し、高等学校段階として適切な取組にすることが重要です。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、職場体験などの特定の活動だけに終わらないようにすることが大切です。

第5章 特別活動<ホームルーム活動>

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

- ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
- イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
- ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
- エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

4 個に応じた指導の充実

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、生徒や学校の実態に応じて、学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要です。特に指導体制の工夫改善を進める上では、校長が指導力を発揮して、その活性化を図るよう努める必要があります。

指導体制の工夫改善に当たっては、教師一人一人の得意分野を生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導することによって指導の効果を高めるようにするとともに、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりするなどの工夫も考えられます。

指導方法の工夫改善に当たっては、生徒の発達の段階や学習の実態に配慮しながら、個別指導やグループ別指導、補充的な学習や発展的な学習などを取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要です。学習内容の習熟の程度に応じた指導については、学校の実情や生徒の実態等に応じて、必要な教科について適宜弾力的に行うものであり、実施時期、指導方法、評価の在り方等について十分検討した上で実施するなどの配慮が必要です。

5 特別な配慮を必要とする生徒への指導

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言や援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが重要です。そのためには、学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省作成の「教育支援資料」などを参考にし、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるようにすることが重要です。校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し校務分掌に明確に位置付けるなど、学校の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要があります。

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができることとなっています。通級による指導を行う場合は、同規則及び学習指導要領解説総則編等の規定に基づき、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりと教師間の連携に努めることが必要です。

また、国際化の進展に伴い、学校では帰国生徒や外国人生徒に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる生徒の受け入れが多くなっています。これらの生徒の受け入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮することが大切です。指導に当たっては、生徒が在籍するホームルーム等における日本語の能力に配慮した指導や放課後等を活用した指導などの工夫を行い、きめ細かな指導を行うことが大切です。

不登校生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが重要です。登校という結果のみを目標とするのではなく、生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すことが大切です。担任のみならず教育相談担当教師などが専門スタッフ等と連携・分担し、学校全体で支援を行う必要があります。

学びを自己のキャリア形成に生かす「キャリア・パスポート」

令和2(2020)年度から、小・中・高等学校でキャリア・パスポートの活用が始まりました。キャリア・パスポートは、特別活動を要として各教科等と往還し、生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ的な教材です。

指導に当たっては、教師が対話的に関わり、生徒の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めることが大切です。

Q16 教育課程外の学校教育活動や地域との連携は、どのように扱えばよいですか。

A16 教育課程外の学校教育活動（部活動や地域の教育活動等）は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要があります。また、学校がその目的を達成するために、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的・物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携・協働を深めることが大切です。

1 教育課程外の活動と教育課程との関連付け

高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階です。少子化や核家族化が進む中、高校生が学校外の様々な活動に参加することは、学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となります。教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながります。

2 部活動と教育課程との関連付け

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高さが指摘されています。そうした教育的意義が部活動の充実の中だけで図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要です（右枠囲み）。

また、部活動の実施に当たっては、部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁／平成30年12月文化庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に十分留意することが大切です。

3 家庭や地域との連携をどのように図るか

教育活動の計画や実施に当たっては、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要です。

特に、高等学校では就業体験活動の機会の確保を図るためにも、産業界等とも十分に連携することが重要です。各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、学校評価等を通して学校運営に対する家庭や地域の人々の意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることが大切です。

高等学校学習指導要領（総則第6款1ウ）における「部活動」に関する規定（解説総則編から）

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること。
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

Q17 道徳教育の推進は、どのように進めたらよいですか。

A17 各学校において、校長の方針の下、「道徳教育推進教師」を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することが新たに規定されました。

道徳教育の全体計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて各教科等の特質に応じて人間としての在り方生き方に関する教育の充実に努めるとともに、家庭や地域社会との共通理解を深めることが大切です。

1 道徳教育推進教師とは

道徳教育推進教師には、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれます。

道徳教育推進教師は、その職務の内容に鑑み、校長が適切に任命するとともに、課程や学科など学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫が求められます。校長の方針は、全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、展開し、その不断の改善、充実を図っていく上でのよりどころとなります。

<道徳教育推進教師の役割>

- ・道徳教育の全体計画の作成に関すること
- ・全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ・道徳教育用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・道徳教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること
- ・道徳教育の研修の充実に関すること
- ・道徳教育の全体計画の評価に関すること など

2 全体計画の作成と活用

学校が作成する全体計画は、人間としての在り方生き方に関する教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画です。作成した全体計画は、家庭や地域の人々の積極的な理解を得るとともに、その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していくことが求められます。

<全体計画に示すことが望まれる事項>

- ・学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標
- ・各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動における道徳教育の指導の方針及び内容
- ・特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- ・ホームルーム、学校の人間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針
- ・家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携方針
- ・道徳教育の推進体制
- ・その他（重点的指導に関する添付資料等）

人間としての在り方生き方に関する教育

道徳教育の目標は、「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」です（総則第1款2(2)）。

高等学校における人間としての在り方生き方に関する教育は、公民科の「公共」、 「倫理」、特別活動を中核的な指導場面として、各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが大切です。

総 則

(高等学校)

Q18 移行措置(2019~2021年度)の主な内容は、どのようになっていますか。

A18 新学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間(平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間)においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進していきます。
特に、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、指導することが大切です。

移行措置の内容

移行措置の内容については、「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について(通知)」(平成30年8月31日 文部科学省)において示されています。以下はその概要です(枠囲み)。

(1) 総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。

(2) 各教科等

① 総合的な探究の時間及び特別活動

- ・総合的な探究の時間 → 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領による。
- ・特別活動 → 新高等学校学習指導要領による。

② 指導内容の変更などにより特例を定める教科

- ・地理歴史, 公民 → 新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
- ・家庭 → 新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

③ 新高等学校学習指導要領によることができることとする教科

- ・保健体育, 芸術, 福祉, 体育, 音楽, 美術
→ 新高等学校学習指導要領によることができる。
※ 福祉には、科目「福祉情報」を加える。

■ 特例の適用時期及び対象について

移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、家庭に関する特例については平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。

■ 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

[参考] 文部科学省ホーム>教育>小・中・高等学校>学習指導要領「生きる力」>新学習指導要領(本文、解説、資料等)

学習指導要領改訂に関するスケジュール



	平成26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	
幼稚園		中教審における検討		周知・徹底	平成30年度～全面实施					
小学校		論点整理 27・8・26	審議まとめ 28・8・26	改訂 29・3・31	周知・徹底	移行期間	教科書検定	採択・供給	使用開始	令和2年度～全面实施
中学校		中教審諮問 26・11・20		周知・徹底	移行期間	教科書検定	採択・供給	使用開始		令和3年度～全面实施
高等学校				改訂 30・3・30	周知・徹底	移行期間	教科書検定	採択・供給	使用開始	令和4年度～ 年次進行で実施

特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

高大接続システム改革のスケジュール



	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
【具体的方策】1. 高等学校教育改革		中央教育審議会にて審議	告示	周知・徹底	教科書作成・検定・採択・供給			新学習指導要領(年次進行で実施)		
教育課程の見直し		制度改正				制度改正に基づく教師の養成・採用・研修の充実				
学習指導方法の改善、教師の指導力の向上										
多面的な評価の充実		中央教育審議会にて審議	多面的な評価の推進 ・学習評価の在り方の見直しや指導要領の改善 ・学習成果を多面的に評価するツールとしての民間検定等の活用促進 ・生徒自身の自発的なキャリア形成を促す方策の推進					新学習指導要領を踏まえた対応		
「高校生のための基礎診断」の仕組みの構築		「実施方針」の策定に向けた検討	公表	12月認定公表	各年度で申請受付・審査・認定・情報提供	検討見直し	新学習指導要領に対応した診断開始			
【具体的方策】2. 大学教育改革		各大学において、三つの方針の策定、見直し等の取組	4月改正		★各大学における各方針を踏まえた卒業認定、カリキュラム改革、入学者選抜の改革、SD、FD等の取組 →可能なものから速やかに実施					
三つの方針に基づく大学教育の実現										
認証評価制度の改革		評価機関において、新たな評価基準等への移行、各大学への周知	各大学において、自己点検・評価	4月改正	第3サイクル評価開始(平成30年度～)					
【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革										
「大学入学共通テスト」の導入		「実施方針」の策定に向けた検討	公表	10万人	10万人	公表	公表	公表	公表	公表
個別大学における入学者選抜改革										

出所：文部科学省「高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会(令和元年7月)」資料